

静岡県公立大学法人の研究室における秘密情報の管理に関する規程

令和 7 年 4 月 1 日制定 規程第 219 第

(趣旨)

第 1 条 この規程は、静岡県公立大学法人（以下「本学」という。）における研究活動の成果から創出される権利等を保護し、かつ本学以外の機関との間で共同研究の可能性の検討等を行うに当たり当該機関から開示又は提供され、研究室において管理する秘密情報の漏洩等を防止するため、本学の研究室における秘密情報の適正な管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部局：学部、研究科（院）、附置センターをいう。
- (2) 部局長：前号に規定する部局の長をいう。
- (3) 研究室：本学の研究活動を行う研究単位のグループをいう。
- (4) 研究室員：研究室において研究に携わる本学の教職員（非常勤職員を含む。以下同じ。）、大学院学生、学部学生、及びその他研究室責任者が受け入れを許可した者をいう。
- (5) 研究室責任者：研究室において、秘密情報の管理責任を担う教職員をいう。
- (6) 秘密情報：研究室における研究により創出された情報又は共同研究の可能性の検討等を行うに当たり本学以外の機関から開示若しくは提供され、研究室において管理する情報のうち、次に掲げるすべてを満たす情報をいう。ただし、本学以外の機関から情報の開示又は提供を受ける場合であって、当該機関との間で第 8 号の同意書を締結したときは、当該同意書において秘密として取り扱うことを合意した情報をいう。
 - イ 秘密であることが認識可能であること及びその情報へのアクセスを制限していること。
 - ロ 産業上又は技術上有用であること。
 - ハ 公然と知られていないこと。ただし書物、学会発表又はインターネット等から容易に入手できることが証明できるものは除く。
- (7) 知的財産：
 - イ 特許法（昭和 34 年法律第 121 号）に規定する特許権、実用新案法（昭和 34 年法律第 123 号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和 60 年法律第 43 号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成 10 年法律第 83 号）に規定する育成者権及び外国におけるこれらの権利に相当する権利の対象となる特許権については発明、実用新案権については考案、意匠権及び回路配置利用権については創作、育成者権については育成
 - ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 3 条第 1 項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第 3 条に規定する品種登録を受ける地位及び外国におけるこれらの権利に相当する権利の対象となる

特許を受ける権利については発明、実用新案登録を受ける権利については考案、意匠登録を受ける権利及び回路配置利用権の設定の登録を受ける権利については創作、品種登録を受ける権利については育成

ハ 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物並びに外国における上記に相当する著作物

ニ 秘匿することが可能な技術情報であつて、かつ、財産的価値のあるもの（いわゆるノウハウをいう。）

ホ 学術上又は産業上有用な研究試料

(8) 同意書：本学以外の機関に秘密情報を開示若しくは提供する場合又は本学以外の機関から情報の開示若しくは提供を受ける場合に、当該機関との間で当該情報の秘密保持の取扱いについて定めた書面（共同研究契約又は受託研究契約等の研究プロジェクトに関する契約書を除く。）をいう。

（部局長の責務）

第 3 条 部局長は、当該部局の秘密情報の管理に関する事務を総括する。

2 部局長は、当該部局に所属する職員のうちから、研究室責任者を定めなければならない。

（研究室責任者の責務）

第 4 条 研究室責任者は、当該研究室において保有する秘密情報を特定し、その管理方法を定め、当該研究室員に周知しなければならない。

2 前項の場合において、研究室責任者は、秘密情報の権利、義務、保有者及び取扱方法等を明確にしておかなければならない。

3 研究室責任者は、秘密情報にアクセスし、又は利用することができる者を定め、それ以外の者にアクセスさせ、又は利用させてはならない。

（知的財産の創出の報告）

第 5 条 研究室員は、研究室における研究により知的財産を創出した場合は、研究室責任者に届け出るものとする。

（守秘義務）

第 6 条 研究室員は、当該研究室員以外の者又は研究室員であっても研究室責任者によって当該秘密情報へのアクセス及び利用を制限された者に対し、秘密情報を開示又は漏洩してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、研究室員は、開示しようとする秘密情報及び当該秘密情報を開示しようとする相手を明示して、あらかじめ研究室責任者から書面による承認を得た場合は、その情報を開示することができる。この場合において研究室責任者は、条件を付することができる。

（研究資料及び試料の提供）

第 7 条 研究室員は、当該研究室員以外の者又は研究室員であっても研究室責任者によって秘密情報のアクセスを制限された者に対して、秘密情報に関する研究資料及び試料を提供しようとするときには、あらかじめ研究室責任者に書面等（様式任意、メール文面可）を提出し、研究室責任者の承認を得なければならない。

(研究室を離れた後の義務)

第8条 研究室員は、研究室の所属を離れた後も3年間は、第6条第1項に規定する守秘義務を負うものとし、また、研究室の所属を離れた後3年間に秘密情報に関する成果を発表しようとするときには、あらかじめ研究室責任者に書面等（様式任意、メール文面可）を提出し、研究室責任者の承認を得なければならない。

(守秘義務を負う年数の例外)

第9条 前条の規定にかかわらず、第2条第7号に規定するもののうち、ハ及びニについては、秘密保持の期間を無期限とする。ただし、本学が公表した場合又は研究室員の責めによらずして公知となった場合を除くものとする。

(他の契約等との関係)

第10条 研究室員が、共同研究契約又は受託研究契約等の契約に基づく研究プロジェクトの研究担当者若しくは研究協力者等となった場合は、その契約等における義務がこの規程における義務に優先する。

(同意書の締結)

第11条 研究室責任者は、保有する秘密情報を本学以外の機関に開示又は提供しようとする場合は、当該機関との間で同意書を締結するものとする。

2 研究室責任者は、本学以外の機関から情報の開示又は提供を受ける場合であって、当該機関との間で当該情報の秘密保持の取扱いを書面で定める必要性について合意したときは、当該機関との間で同意書を締結することができる。

(誓約書の提出)

第12条 研究室責任者は、保有する秘密情報について、第4条第3項に規定する者を定めたときは、その者からこの規程を遵守する旨を記載した誓約書（別記様式第1号、第2号）を提出させなければならない。

2 この誓約書は、部局長、研究室責任者及び当該研究室員がそれぞれ保管するものとする。

(適用)

第13条 この規程は、研究室員が研究室に所属することとなった日から適用する。ただし、この規程の施行の日以前から研究室に所属していた研究室員に関しては、この規程の施行の日から適用する。

(その他)

第14条 この規程は、秘密情報の適切性及び有効性を継続して確保するため、秘密管理に関する法令又は社会の動向等の変化に応じて改定するものとする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第12条関係）教職員用

秘密情報に関する誓約書

〇〇研究室責任者 様

私は、静岡県公立大学法人の研究室における秘密情報の管理に関する規程（令和7年4月1日制定規程第〇号）の内容を十分に理解し、この規程を遵守することを誓約します。

年 月 日 （署名（自署））_____

誓 約 書

静岡県公立大学法人（以下「法人」という。）と 年 月 日 に締結した研究契約（研究課題： ）（以下「本契約」という。）に基づく研究（以下「本研究」という。）に、学生が参加するに当たり、研究代表者（指導教員）及び学生は、次の内容を遵守することを誓約します。

- 1 研究代表者（指導教員）及び学生は、学生が本研究に参加することが、教育上有意義であることを確認します。
- 2 学生は、自己の意志と責任において本研究に参加します。
- 3 研究代表者（指導教員）は、学生の就職活動などに制限を加えません。
- 4 研究代表者（指導教員）は、学生の教育を受ける権利を阻害しません。
- 5 研究代表者（指導教員）及び学生は、本契約によって法人が負うべき秘密保持などの義務と同等の義務を誠実に履行します。
- 6 学生は、本研究に参加し、発明、考案及び意匠の創作（以下「発明等」という。）の成果をなしたときは、法人が定める「静岡県公立大学法人職員の職務発明等に関する規程」（平成19年4月1日規程第17号）が適用されることを承諾し、法人が当該発明等を承継することを決定した場合には、当該発明等を法人に譲渡します。なお、譲渡後に当該発明等の活用により法人が利益を得た場合の配分については、上記規程に従うものとします。

上記の事項について、承諾の上、本研究に参加します。

年 月 日

理事長 様

研究代表者（指導教員） 氏名 学生 氏名

※「共同研究等に学生を参加させる際の留意事項」と両面印刷（1通）してください。
※本人が自署のうえ、研究代表者（指導教員）が正本を地域・産学連携推進室へ提出してください。
※控えを、研究代表者（指導教員）及び学生にて、研究終了期間後3年間は保管してください。

様式第2号（第12条関係）学生・大学院学生用裏面

共同研究等に学生を参加させる際の留意事項
～研究代表者（指導教員）のチェックリスト～

共同研究等に学生を参加させる場合、研究代表者（指導教員）は、下記チェックリストにより、留意事項について十分に理解してください。

万一、情報漏えいが生じた場合、損害賠償が発生する可能性があり、法人組織、研究代表者及び研究協力者の責任（刑事的、社会的）が問われる可能性があります。※

また、学生の不利益になる場合、ハラスメントと受け止められる可能性があります。

※不正競争防止法第21条により、営業秘密の盗用や漏洩した個人が、刑事罰の対象となります（10年以下の懲役若しくは2,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科）。

記

- ☐ 学生は教育を受けることが主です（授業料を支払い、教育を受ける権利を有します）。
- ☐ 学生は、大学と雇用関係にありません。
- ☐ 大学は、学生に対して共同研究等への参加を強要することはできません。
- ☐ 学生を研究協力者にする場合、相手先企業等の了解が必要となります。
- ☐ 教育上有意義と判断できる場合や教育の一環として学生を共同研究等に参加させることは、学生にとり有意義な機会となる場合があります。
（例：高度技術者を目指す場合、先端的な科学技術活動に携わる場合など）
- ☐ 自らの意志で共同研究等に参加することを選択した学生は、大学への誓約書の提出が必要です。
- ☐ 学生は、契約に規定する秘密保持期間は、本共同研究に参加することにより知り得た情報を、第三者に漏洩してはいけません。
- ☐ 共同研究等に参加を希望しない学生に対し、不利益な扱いを行ってはいけません。
- ☐ 研究協力者になった学生を就職先選定等で制約することはできません。
- ☐ 共同研究等の成果の公表については、契約に従うとともに、相手先企業等と事前に調整する必要があります。
- ☐ 共同研究等から生じた学生の関与する発明等（発明、考案及び意匠の創作）については、本学知的財産ポリシーに基づき、本学職員の職務発明等に関する規程が適用され、本学に譲渡することになります。

※研究代表者（指導教員）は、□欄に☑を入れてください。